

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL http://www.yokoben.or.jp/

平成25年度
関東十県会夏期研究会のご案内
日時・平成25年8月24日(土) 13時~17時
場所・ホテルニューオータニ二幕張
(JR海浜幕張駅下車徒歩5分)



横浜弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。

横浜駅西口法律相談センター 開所パーティー 相談センターの活性化に期待



のるん(左)とみみん(右)

4月1日に新しくオープンしたばかりの横浜駅西口法律相談センターは、横浜駅から徒歩約5分のTSSプラザビル(かながわ県民センターの向かい)4階にある。横浜そごう6階にある横浜駅東口法律相談センターとともに、アクセスの良い横浜駅で、県民の皆様のご相談に対応できる体制が一層整ったといえる。

4月26日には、午後5時から西口相談センターが自治体の法律相談担当職員の方など関係者に公開され、来所された方からは、明るい色調で雰囲気の良い、パーティーションが天井に繋がっており、プライバシーが守られているのが良いなどの感想が聞かれた。

同日午後6時から横浜ベイシエラトンホテル&タワーズで行われた開所記念パーティーでは、仁平信哉会長の挨拶に続いて、来賓16名を代表して横浜市役所広報相談サービス部長の左近充ひとみ氏、横浜商工会議所中小企業相談部長の稲田典昭氏より祝辞が述べられた。

その後、西口相談センターの開所に直接関わった前期執行部より木村保夫前会長が、法律相談センター運営委員会より西

債権法改正の動向について 法制審が中間試案を公表

法制審民法(債権関係)部会における、約3年半、計71回の二巡にわたる審議を経て、3月11日に「民法(債権関係)の改正に関する中間試案」が公表された(<http://www.moj.go.jp/shingil/shingil04900184.html>)。その取り纏めにあたっては、改正すべき項目が絞り込まれ、一巡目の審議後の平成23年4月12日に公表された「中間的な論点整理」に挙げられていた論点のうち200を超える論点が落とされた。

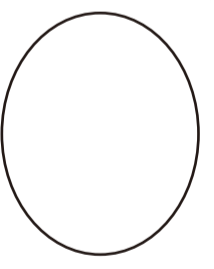
それでも、中間試案における改正提案は、目次の項目だけでも約260

に及んでいる。その多くは、基本原則の明示や確立した判例法理の明文化、文言の明確化など、国民にとってわかりやすい民法の実現に向けた提案であり、必ずしも実務に大きな変更をもたらすものではない。だが、中には実務への影響が予想される提案もある。それらの全てをここで逐一紹介することはもとより不可能であるから、以下では、後者の中で重要と思われる項目をいくつか紹介することとしたい。

まず挙げたいのは、新間でも大きく報道された、貸金等根保証や事業者の貸金等債務が主債務の場合における個人保証(経営者保証を除く)の禁止その他保証人保護の方策の拡充や、約款の明文化のほか、契約締結過程における情報提供義務の明文化、暴利行為の明文化、情報・交渉力格差がある当事者間の契約への信義則等の適用に際してはその格差を考慮すべき旨の規定の新設など、契約弱者の救済に資すると思われる提案の数々である。これらは日弁連等が早くから賛成し、改正の実現を目指しているところでもある(但し、経済界には根強い反対がある)。

一方、危険負担制度の廃止、債権譲渡の第三者対抗要件の登記一元化、消滅時効の原則的な時効期間の短期化・主観的起算点の導入など、実務上種々の弊害を招きかねないとして日弁連が反対してきた提案もある。

それ以外にも、債権譲渡禁止特約の相対効化、法定利率を年3%に下げたうえでの変動制化、債務不履行解除における帰責事由要件の撤廃、瑕疵担保責任の「瑕疵」文言の「契約の趣旨に適合しない場合」への置き換えなど、我々が受験時代か



ら馴染んできた民法の概念整理に変更を迫られると感じられる提案がなされている。

もとより中間試案は確定的な案ではなく、これから三巡目の審議が予定されている。だが、平成27年の通常国会への法案提出が目指されているとの報道もあり、改正の実現は決してそう遠いことではない。

各会員におかれても、まずは、実際に中間試案に目を通し、今日までの審議の到達点がどのようなのかを肌で感じてみていただきたい。そして、興味があれば、是非、司法制度委員会債権法改正検討部会を覗いてみていただきたい。

副委員長 林 薫男

ターの開所を機に相談者数増加が期待されている。ただし、利便性の良い横浜駅西口に相談所を開設したからといって当然に相談者の数が増える訳ではない。今後の相談センターの発展には、専門相談の充実が必要であることに加え、宣伝広告も必要であると考えられる。

この日のパーティーでは、相談センターのキャラクターである「みみん」と「のるん」の着ぐるみもデビューした。「みみん」には藤田香織会員が、「のるん」には池田耕介会員が入り、藤田委員は馬術の全日本大会への出場がかかる試合の直前にもかかわらず、池田委員は「妻が実家に帰省する」という男の貴重な時間に、どうして着ぐるみなんかに入らないかと、不満を漏らしながらも、

事前の練習の成果で愛らしい動きを見せ、会場を沸かせた。

そして、その「みみん」と「のるん」が抽選器を回してのビンゴ大会となり、10個の賞品の争奪戦となった。最初にビンゴになった人が末等で10番目にビンゴになった人が1等賞というのはおかし

いとの配慮から、ビンゴした人がさらにくじを引くという凝った段取りとなっており、井澤秀昭会員が見事に1等賞のディズニーツートピアチケットを獲得した。

当会では4月1日に新理事者披露パーティーが開催されたばかりであったため出席会員が少なかったが、65名の会員が出席した。出席いただいた会員各位には感謝申し上げたい。

山ゆり
私は趣味でバレーボールをやっているが、5年程前の練習中に左足のアキレス腱を断裂した。当時、妻は第一子を妊娠しており臨月であった。私は手術を終え退院した後もしばらくは松葉杖生活であったが、妻が破水して二人で病院に駆け付けた際、妻が入院用の荷物を抱えて先行し、私が松葉杖で後からついていくという何とも笑えない状況になってしまった。しばらくは病院に通いリハビリを続け、日常では器具で固定して歩行するという不自由な生活が続いた。スムーズに通動するため、それぞれの駅の設備等を調べたりもした。ちょっとした坂道や段差でも怖さを覚えることもあり、バリアフリーの重要性を改めて感じた。また公共交通機関では、思いの外席を譲られることが多く、感激したことも覚えている。▼普段意識するようにしていても実際に自分がそのような状況に置かれてみないと気が付かないことが多々ある。物事を多角的にみる視点が必要であることを認識するとともに、身体を大切にしなければならぬと肝に銘じた次第であった。▼しかし、今から1年半ほど前には同様にバレーボールで右膝の半月板と前十字靭帯を損傷することに。意識は継続しなければ意味がないことも教訓となったのである。(久保田 辰)



勉強会・交流会から 新たな連携を目指して

今回は、弁護士法人かなパブリック法律事務所(かなパフ)が主催・関与している勉強会・交流会をご紹介します。

即独弁護士等 勉強会・交流会

まずは「即独弁護士等勉強会・交流会」。平成22年2月から始めたこの勉強会は、かなパフの石川が刑事弁護の個別研修で、たまたま「即独」弁護士への指導担当となったことがきっかけだった。

かなパフは、弁護士不足地域に赴任・定着する弁護士の養成を主目的とするが、その「養成」機能を活かし、また、弁護士会から受けている支援を他の会員(ひいては弁護士を利用する市民)へと還元する一つの方法にもなると考えて勉強会を開始した。

弁税交流会

次に「弁税交流会」。これは、かなパフの北條が以前の所属事務所とのつながりで、横浜を中心として活動する若手税理士たちと交流を持つ機会を得たことがきっかけであった。

「弁税交流会」は平成22年9月から開始し、概ね「即独弁護士等勉強会・交流会」と交互に、隔月で開催しており、弁護士・税理士が講師を交互に担当し、法律と税務が交わる分野を中心に勉強会を実施している。

両者が相互に知識・経験を提供してスキルアップを図ると同時に、例えば弁護士が自己の案件における税務問題を税理士に相談したり、税理士が顧客から法的な相談を受けた場合に弁護士に取り次いでいただくなど、相互の業務支援という面でも有効に機能している。

平成24年には、弁税会同で講演会・相談会も開催しており、これまで表に出にくかった市民のニーズにも応えられるよう、今後も企画していきたい。

スクールソーシャルワーカーとの勉強会

最後に「スクールソーシャルワーカー(SSW)との勉強会」。SSWは不登校や問題行動など、課題のある生徒に支援を行い、生徒や教師との面談や家庭訪問、地域の関連機関との連携を通じて解決を目指す専門職である。

SSWの活動は、課題を抱えている生徒への支援を総合的に考え、行動するもので、弁護士が少年事件の付添人として活動したり、高齢者・障がい者などの被害事例に関与したとき等に検討する支援内容・活動と共通点があるため、意見交換が有益と考えて開催にこぎ着けた。

「SSWとの勉強会」は、平成25年5月までに3回開催し、「子どもの権利委員会」所属の会員などにも参加していただいている。

弁税合同講演会・相談会の模様

このように、事務所内にとどまらず、新人弁護士をサポートすることや、他業種と交流してネットワークを構築することで弁護士の活動を広く認知してもらい、弁護士全体の認知度を上げ、弁護士の新たな業務開拓のきっかけを作ること、かなパフの目標の一つである。地道な歩みであるが「かなパフがあった良かった」と言っているだけでも、今後も努力していきたい。

(会員 石川 裕一)

楽しいチューター

チューター
会員 太宰 順一

経験に基づいてアドバイスをしてもらいます。先輩会員の話は、私にとっても知らないことを教えていただける貴重な時間でした。

チューター制度は、新規登録会員のための制度です。しかし、チューターであった私はこの制度を存分に楽しませてもらいました。

勉強会では、チューターが日常業務や会務の

私も講義を担当しました。題材は親子関係不確実な確認でした。私は、何をどう語ろうかと思案しながら、喜々としてレジュメづくりに励み、講義案を考えました。滅多にない事件ですから、新規登録会員の役に立ったのかは不明です。しかし、私にとっては楽しいひと時でした。

知り合いの弁護士が増えることも、この制度のいいところだと思います。1人鬱々と仕事をしていたと、街で知り合いの弁護士と一言挨拶を交わすだけで心が和むものです。チューター制度は、その

新人チューター制度

平成23年1月から新規登録会員に対するチューター制度を実施している。弁護士登録1年未満の新人会員を10名程度の班に分け、ベテラン・中堅・若手の先輩会員3名がチューターとなって、1年間、勉強会当を通じて深基会員を指導するというものだ。

ありがたい副産物

新人
会員 中村 恵美子

タラの先生方のご経験を踏まえ、様々な分野についての事案処理の方法等をご教授いただきました。また、勉強会後の懇親会においては私たち新人弁護士の悩みに親身に相談に乗っていただきました。

新規登録後1年間にわたり、チューターの先生方のご指導を賜りました。計5回の勉強会では、相談業務全般の注意点や懲戒事例についてご講義

いただいたり、チューターが日常業務や会務の

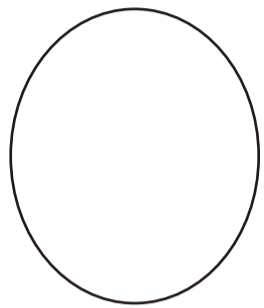
す。そんな中、このように先輩弁護士のご指導や叱咤激励を受けることで、恐れることなく、また道を誤ることなく、日々の業務を遂行できました。

で、同期との横のつながりを作ることもできました。特に、支部登録の者や横浜以外で修習した者にとっては、非常にありがたい「副産物」となりました。

川崎公害

「生涯」の取り組み

会員 篠原 義仁



1 1970年4月、大気汚染の激しん地、川崎合同法律事務所に入所。秋から、一年先輩の杉井一さん(東弁)、大貫端久さん(二弁)、同期の岡村共榮さんと私は、公害病認定患者の名簿をもとに住宅地図に一軒一軒プロットして準備を整え、患者訪問活動を行うこととした。目的は、被害者救済と公害対策に関する患者要求の聞き取りで、この作業は、町内

別小規模集會、要求のとりまとめ集會を経て、「38項目」要求としてまとめあげられた。地域に入り、患者の声を要求にまとめあげ、関係団体の協力を得て、川崎市交渉へと発展させていった。

2 川崎の公害対策は、71年に成立した革新自治体の施策によって、一定の前進をみたものの、巨大汚染源のコンビナート大汚染源のコンビナート群(固定発生源)の抵抗

7月に環境庁がNO2環境基準の改善を強行し、経団連がマル秘文書で公害健康被害補償法の廃止を唱えるところとなった。そこで、川崎でも、大阪・西淀川訴訟につき、大量の原告団を組織して、裁判を提起することとした。請求は損害賠償請求と大気汚染物質の排出規制・差止請求の2本柱。提訴後に、公害で破壊された地域の「環境再生とまちづくり」という運動上の要求も加えられた。

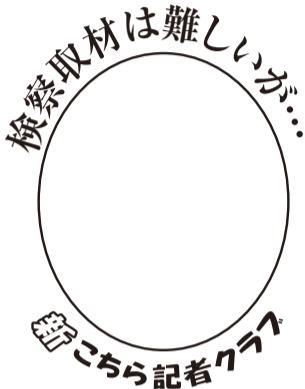
3 82年3月に提訴。以後2次〜4次と追加され、原告団は、440名に達した。弁護団長は、矢島惣平さん。一審判決後、体調を崩したため、その後は、加藤満生さんが就任。

裁判は、96年の企業和解まで14年余、99年の国和解決まで、さらに2年半を要した。国との和解条項では、「公害の根絶」と「環境再生とまちづくり」をめぐることとして、被害者と加害者が対等平等に協議する場の「道路連絡会」を制度化した。和解後、原告団と弁護団は、前記目的を達するまで、「解散しない」と宣言し、現在に至ってもこの活動を継続している。ちなみに、国道15号、

私の事件ファイル

私が、司法記者になったのは、平成5年秋、30歳の時だった。当時、東京地検特捜部は、金丸脱税事件から捜査を拡大してゼネコン事件に着手していた。当時の特捜部副部長は、3か月に1度位、記者と特捜部検事の会合を開いてくれた。そこで会う特捜検事には、オーラが出ていた。その中に、その後横浜地検にも在籍したA検事がいた。A検事は、「落とし屋」と呼ばれていた。本人と話をす

ると、何か引き込まれていくような人間的な魅力を感じた。また、正義感に燃えて捜査に前向きな勢いも感じた。私は、30年生きてきて、こんなに凄みがある人と会ったのは初めてだった。朝夜取材で回っても、何も答えてくれない、「がんばっているな、じゃあな」の連続だった。切なかつたが、一段落して、A検事とゆっくり話す機会があった。



過去の事件や人生観を話してくれた。刺激的で興味深い話で、尊敬できる人だと思った。

張り合いが出てきた。検察を5年担当して、オウム事件、薬害エイズ事件、野村証券事件、

「あの時は、よくがんばっていたな」とのお褒めの言葉もあった。A検事と出合えて、私は検事という仕事に興味を持つようになった。それと共に検察を取材する自分の仕事の

鈴木宗男事件など大きな事件の際に検察を取材できたことは、事件記者として大きな財産になった。また、これまでに多くの検事と出会ったことで、自分の人生が豊かになったとも思う。

検察取材はハードルが高く、情報を取るのが極めて難しいが、検事は大変魅力的な取材対象だと今でも思う。

横山 武信

国道1号の環境にやさしい道路構造対策、道路沿道対策、緑化対策は目に見えた形で進行し、今は、自転車専用レーンづくりが進んでいる。

川崎市交渉もこれと結合して進められ、地下街アゼリアや駅前広場の改造も行われ、駅前の平面横断も「社会実験」をふまえて実現させた(近々にも、川崎駅北口の大改造も開始される)。

公害裁判勝利和解の成果は、こうした「まちづくり」の実践とも連動して現在進行形の形で進んでいる。

従って、加藤団長以下、団員は「生涯」、川崎公害弁護団として取り組みを継続する「さだめ」となっている。

高齢者のための全国一斉電話相談会

相談件数100件の大盛況!



高年齢・障害者の権利に関する委員会委員長 内嶋 順一

4月15日、「遺言の日」にちなんだ高齢者のための全国一斉電話相談が行われた。例年は当会も含め各単位が個別に遺言・相続の無料電話相談を実施していたのであるが、今年は日弁連が中心となり全国統一番号が設定され、4月15日に全国で同時開催された。また今年には相談内容も、遺言・相続に限らず、広く高齢者の権利に関する法律相談を受けることとなった。

当日は多数の電話が殺到すると予想し、時間帯を3つに分け5本の電話に各時間帯8名の弁護士を張り付けるという布陣で臨んだが、午前中はその意気込みが空回りしたのか相談は7件に止まっていた。ところが昼の二ニュースでこの電話相談の様子が放送されるやいなや、電話が鳴り止まない状況となり、盛況のうちには電話相談は終了した。

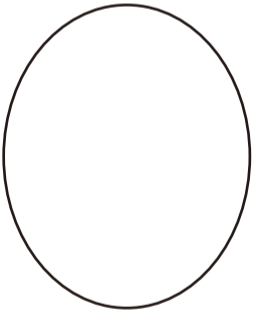
結局、当会の受けた相談件数は、ちょうど100件に達し、全国でも断然トップの好成績であった。これも準備に余念がなかった当会事務局や正に受話器と一体化した相談担当者の奮闘の賜物と感謝する次第である。

理事者室 だより

お酒とITでつながる?

理事者の輪

副会長 三品 篤



昨年度に続いて、今年度も理事者室だよりを掲載する機会を与えて頂くことになりました。今年度も、会員の皆様方に、理事者室の雰囲気や話題をお伝えできればと思います。

副会長に就任してから、まだ少ししか経っておりませんが、会長の指揮のもと、副会長全員がそれぞれの役割を与えられ、会務に励んでいます。私はいえ、4月1日の就任披露パーティーに始まり、通常総会に提出する予算案の作成や会館リニューアルに関する事務処理など、今日まであったという間に過ぎていったというのが実感です。

そのような毎日の中で、理事者として検討すべき課題が次々と発生します。関係委員会や個々の会員の皆様方と十分やりとりができていくのか、また、理事者の中でも丁寧な議論ができるているのか、心配になることがあります。

意思の疎通が不足すること、問題の解決がでないというのは非常に残念なことです。

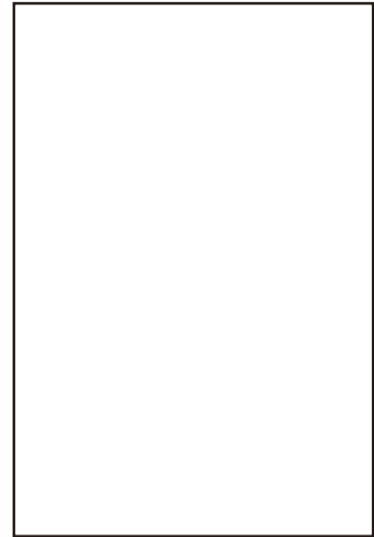
そこで、委員会等の会議はもちろん、各種の懇親会の席上なども利用して、会員の先生方からも様々な意見を伺いたいと考えています。また、理事者の中では、メール・グリスト等のIT技術(〇〇)も駆使して連絡を取り合い、少しでも円滑な会務運営が実現できるよう努力しています。

私は、今まで、お酒の力は信じて、機械の力は余り信じてきませんでした。そのため、自分自身は、コンピューターを使いこなせているとは到底言えない状況でしたが、会務の適切な運営のためです、他の理事者に遅れないよう、頑張っていくつもりです。

私の赤ビブ

会員 平川 麻紀

泳げずとも トライアスロン



完走を装う筆者

トライアスロンとは、水泳・自転車・マラソンの3種目を1日で行う耐久競技である。

私とトライアスロンの出会いは昨年2月、知人から紹介され、初対面で「トライアスロンやりなよ。一緒にホノルルに行こうよ」と誘われたことがきっかけである。その

もその年の大会に参加するとは思われていなかったらしい。

意気込みはいいのだが、私は泳ぐのが苦手である。陸上に住んでいるのだから、泳ぎなど不要と思っていたので、小学生の頃にはスイミングスクールにも通っていたにも関わらず、四捨五入すれば泳げない部類に入る。よって、3か月で泳げるようにならねばならない。

路を自転車で走り、緑溢れる公園を気持ちよく走ることができた。自転車で走行している途中、大きな虹が架かるのを見ることができた。そして、ゴールで互いの健闘を称え合う。実にいい体験である。

ぜひ、次回も参加したい。そう思っていたのだが、この原稿を書いている4月26日現在、エントリーしていない。なんと昨年11月に、上記の自転車に乗っている際に交通事故に遭い、これが全損になってしまったのである。負傷したこともありトレーニングできず、参加自体を断念した。

結論だけ述べる。泳げようにはならなかった。プールでは泳げても、海では泳げない。情けないことに最初の種目でリタイアである。しかし、リタイアすなわち退場ではない。単に記録が残らないだけである。私はタイムを気にすることなく、通行規制を敷いた道

点を返し、スコアを7対9まで持ち込んだものの、内容的には完敗であった。

第2試合は、神戸に長短12安打を浴びせ12対9で勝利したが、先発した畑中隆爾が4回を被安打3自責点0と神戸打線を完全に抑えながら失点8と完全に守備がエラーで足を引っ張る形となり、荒れた大味な試合となってしまった。

三港対抗 野球

荒れた試合で 課題浮き彫りに

攻守に大暴れした新人の北川貴啓選手

4月20日、名古屋ローヤーズ・神戸ドルフィンズとの「三港対抗戦」が、名古屋市内で行われた。地元名古屋を破って全国大会の予選突破を決めた昨年9月15日以来の東海病院グラウンドである。激しい雷雨による試合中止の危機をチーム一丸となつて乗り越えたことは記憶に新しいが(詳細は昨年11月号)、この日も朝から雨雲が低く垂れ込め、嵐の予感があった。

横浜マリナーズの第1試合は、本年度の予選でも対戦が濃厚な強豪名古屋戦。初回、1番関本和臣が内野安打で出塁するとすかさず2盗、2番鈴木英雄が犠打を決めて絶好のチャンスを作り、2死から4番森弘史の左前適時打が飛び出し、理想的な形で先制した。しかし、その後はエース井上の前にチャンスは作るものの1本が出ず、ゼロ行進を続けることに。守っては、好調名古屋打線にエラーも重なり、4回までに9点を失う苦しい展開となった。最終回、代わった名古屋の修習生投手に集中打を浴びせて6

守備面での不安が浮き彫りになり散々な「春の嵐」となったが、これを機に一層練習に励み、秋には「台風の日」となりたい。

(会員 本間 正俊)

法曹ゴルフ4月例会

田上会員 8アンダーで優勝!



4月18日、晴天の中、平成20年から昨年まで男子プロゴルフツアーのキヤノンオープンが開催されるなど数々の名勝負が繰り広げられた名門戸塚カントリー倶楽部西コースにて横浜法曹ゴルフ4月例会が開催された。

プロでも苦戦する高速グリーンに、後半からは、時折強風が吹くという厳しいコンディションの中、シヨットが冴え、3バーディーでグロス86、ハンデキャップを引くと何と64の8アンダー(!)の田上尚志会員が見事優勝。2位、3位は同倶楽部のメンバーである沢藤達夫会員、永井崑朗会員。ラウンド後には表彰式とパーティーにて各自の健闘を讃え、ゴルフ談義に花を咲かせた。

前列左端が田上会員

法曹ゴルフは、毎月1回の例会と毎年7月に行われる夏合宿及び年末の忘年ゴルフが開催され、年齢、性別はもちろん、スコアも問わず、ゴルフ好きの会員がラウンドを楽しんでいる。また、各月の例会優勝者は7月の夏合宿において行われる、年間チャンピオンを決める

通称「取切戦」への参加資格があり、これに優勝すると前年度会長からの会長杯(返却の必要のない取り切りの優勝カップ)を取得できる。

毎月の例会は、いずれも神奈川県内のコース

で、ベテランから若手会員まで和気あいあいとした雰囲気の中で開催されている。興味のある会員は、幹事である筆者まで是非ご連絡を頂きたい。

(会員 渡邊 寛二)

のですが、(以下同じ)。他のラーメン屋さんに行くとき、大盛りにしても量が少なすぎて困惑します。

たまにラーメンを食べ過ぎたい気分になる方は今後一緒にしましょう。

デスク 喜多 英博
記者 久保田 辰
須山 園子
大関 亮子
田鍋 智之
久保 義人
飯島 麻樹

編集後記

知人の影響でラーメン二郎へ行くようになりました。

数ある二郎の中でも、関内の二郎はトップクラスの美味しさなのだそう。特に、柔らかい豚が絶品です。

最初は量が多すぎると感じたのですが、2、3回通うと普通に感じてくるものですね。また、最初は味が濃いと感じた

日本弁護士国民年金基金

今にゆとり。 老後にゆとり。

03-3581-3739
http://www.bknk.or.jp

日本弁護士国民年金基金
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館14階